

保安業務に係る技術的能力の基準等の細目を定める告示

平成九年三月十三日
通商産業省告示第百二十二号

改正 平成二一年二月二八日告示第七二二号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商産業省令第十一号）第六条第一号及び第四号、第三十一条並びに第三十二条第一号及び第四号の規定に基づき、保安業務に係る技術的能力の基準等の細目を定める告示を次のように定める。

なお、保安業務に係る技術的能力の基準等の細目を定める告示（平成八年通商産業省告示第四百六号）は、平成九年三月三十一日限り、廃止する。

（販売事業者の損害賠償の基準）

第一条 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（以下「規則」という。

）第六条第一号の告示で定める限度額は、人的損害にあつては一人当たり一億円、一事故当たり合計八億円、物的損害にあつては一事故当たり八億円とする。

2 規則第六条第四号の告示で定める要件は、次の各号に定めるものとする。

一 慣習上の見舞金を、人的損害にあつては一人当たり五十万円、物的損害にあつては一事故当たり十万円、合計して一事故当たり百万円を限度として支払うことができるものであること。

二 免責金額が五千円以下であること。
（資格者の数）

第二条 規則第三十一条第一号の告示で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 保安機関が確保する保安業務資格者の数は、事業所ごとに次の表の上欄の認定を受けようとする保安業務区分ごとに同表の下欄に掲げる算定式により得られた数を合計し、小数点以下を切り上げた数以上とする。

保安業務区分	算定式
イ 供給開始時点検・調査	$\frac{\text{消費者戸数} \times 1}{20000}$
ロ 容器交換時等供給設備点検	$\frac{\text{消費者戸数} \times 1}{100 \times \text{月間実働日数}} - \text{調査員数}$ <p>一 充てん作業者数 （ただし、0未満となる場合にあつては、0とする。）</p>
ハ 定期供給設備点検	$\frac{\text{消費者戸数} \times 1}{30 \times \text{年間実働日数}} \times \frac{1}{4}$ <p>一 充てん作業者数 （ただし、0未満となる場合にあつては、0とする。作業を補助する者（以下「補助員」という。）を伴って点検を行う場合にあつては、30を三分の四倍することができる。）</p>
ニ 定期消費設備調査	$\frac{\text{消費者戸数} \times 1}{25 \times \text{年間実働日数}} \times \frac{1}{4}$

ホ 周知	(補助員を伴って調査を行う場合にあっては、25を三分の四倍することができる。)
消費者戸数 × $\frac{1}{20000}$	
消費者戸数 × $\frac{1}{20000}$	
ト 緊急時連絡	当該保安業務を行う事業所ごとの消費者戸数が二万戸以下の場合
消費者戸数 × $\frac{1}{20000}$	
当該保安業務を行う事業所ごとの消費者戸数が二万戸を超える場合	
1 + (消費者戸数 - 20000) × $\frac{1}{80000}$	

二 次の表の上欄に掲げる保安業務区分に係る認定を受けようとする場合にあっては、前号の規定にかかわらず、同表の下欄に掲げる算定式により確保する保安業務資格者の数を算定することができる。

保安業務区分	算定式
イ 定期供給設備点検及び定期消費設備調査	前号の表中ハの項及びビの項の規定にかかわらず、次の式により計算するものとする。 $\frac{\text{消費者戸数} \times \frac{1}{20000}}{20000} \times \frac{1}{4}$ (補助員を伴って点検及び調査を行う場合にあっては、20を三分の四倍することができる。)
ロ 容器交換時等供給設備点検、定期供給設備点検、定期消費設備調査のうちの一又は二以上の保安業務及び周知を実施する場合	周知に係る保安業務資格者の数の算定については、前号の表中ホの項の規定にかかわらず、次の式により計算するものとする。 $\text{消費者戸数} \times \frac{1}{40000}$

三 前二号に定めるもののほか、緊急時対応にあっては次に掲げる要件に適合するものとする。

イ 保安業務を行う事業所ごとに常時第一号の表中ハの項において算定される数以上の保安業務資格者が配置されること。

ロ 保安業務に係る一般消費者等の供給設備及び消費設備には原則として三十分以内に到着し、所要の措置を行うことができる体制を確保すること。

四 保安機関の保安業務資格者のうち、事業所ごとに、少なくとも一人は第二種販売主任者免状又は液化石油ガス設備士の免状の交付を受けた者であること。

(保安業務用機器)

第三条 規則第三十一条第二号の告示で定める基準は、事業所ごとに次の表の上欄の認定を受けようとする保安業務区分ごとに、同表の中欄に掲げる保安業務用機器を、同表の下欄に掲げる算定式に

よって得られた数を当該保安業務用機器ごとに合計し小数点以下を切り上げた数以上保有することとする。

保安業務区分		保安業務用機器		算 定 式	
イ	供給開始時点検・調査	自記圧力計又はマノメータ ガス検知器 漏えい検知液 緊急工具類 一酸化炭素測定器 ボーリングバー	前条第一号の表中イの項の算定式により得られた数	保安業務区分	保安業務用機器
ロ	容器交換時等供給設備点検	漏えい検知液 緊急工具類	前条第一号の表中ロの項の算定式により得られた数に調査員数及び充てん作業員数を加えた数	保安業務区分	保安業務用機器
ハ	定期供給設備点検	自記圧力計又はマノメータ ガス検知器 漏えい検知液 緊急工具類 ボーリングバー	前条第一号の表中ハの項の算定式により得られた数に充てん作業員数を加えた数	保安業務区分	保安業務用機器
ニ	定期消費設備調査	自記圧力計又はマノメータ ガス検知器 漏えい検知液 緊急工具類 一酸化炭素測定器 ボーリングバー	前条第一号の表中ニの項の算定式により得られた数	保安業務区分	保安業務用機器
ホ	緊急時対応	自記圧力計又はマノメータ ガス検知器 漏えい検知液 緊急工具類 一酸化炭素測定器 ボーリングバー	前条第一号の表中ホの項の算定式により得られた数	保安業務区分	保安業務用機器
定期供給設備点検及び定期消費設備調査		自記圧力計又はマノメータ ガス検知器 漏えい検知液 緊急工具類 ボーリングバー 一酸化炭素測定器	前条第二号の表中イの項の算定式により得られた数	保安業務区分	保安業務用機器
			前条第一号の表中ニの項の算定式により得られた数	算	定 式

2 次の表の上欄に掲げる保安業務区分に係る認定を受けようとする場合にあつては、前号の規定にかかわらず、同表の下欄に掲げる算定式により保有する保安業務用機器の数を算定することができる。

(保安機関の損害賠償の基準)

第四条 規則第三十二条第一号の告示で定める限度額は、人的損害にあつては、一人当たり一億円、一事故当たり合計八億円、物的損害にあつては一事故当たり八億円とする。

2 規則第三十二条第四号の告示で定める要件は、次の各号に定めるものとする。

- 一 慣習上の見舞金を、人的損害にあつては一人当たり五十万円、物的損害にあつては一事故当たり十万円、合計して一事故当たり百万円を限度として支払うことができるものであること。
- 二 免責金額が五千円以下であること。

附 則

(施行期日)

第一条 この告示は、平成九年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 第二条第一号の表下欄及び第二号の表下欄中「¹」とあるのは、施行の日から平成十一年

三月三十一日までの間は「¹」、平成十一年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間は「²」とする。

「³」とする。

2 第二条第四号の規定は、容器交換時等供給設備点検のみを行う保安機関については、平成十二年三月三十一日までは適用しない。

3 この告示の施行の際現に液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四十九号。以下「法」という。）第二十九条第一項の認定を受け又は認定の申請を行つている者が保有する保安業務用機器の数については、その者が法第三十二条第一項の認定の更新を受けるまでの間は、第三条の規定（ポーリングバー及び一酸化炭素測定器の算定式に係る部分に限る。）にかかわらず、なお従前の例による。

附 則「平成二十二年二月二十八日告示第七二二号」

この告示は、平成十二年一月一日から施行する。